

# 令和5年度日本大学経済学部給付型奨学金 募集要項

学 生 課

## 1 奨学金の種類・給付額

経済学部奨学金（第4種）	480,000円（前学期：24万円 後学期24万円）
創立130周年記念奨学金（第2種）	300,000円（後期に徴収する学費に充当する）
経済学部後援会奨学金（第1種）	300,000円（前学期：15万円 後学期15万円）

## 2 奨学金の趣旨

経済的理由により学費等の支弁が困難であり、かつ人物・成績ともに優良である学部生を対象とした**給付型**の奨学金です。

なお、**学費等の支弁が困難な者に対する奨学金制度**ですので、**給付された時点で学費未納又は学費分納中の場合、優先的に学費の納入に利用してください。**

## 3 奨学金給付に関する諸注意

次のいずれかの事由により、奨学生として不適格となった場合は、奨学金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったとき。
- ④ その他奨学生としての条件を欠いたとき。
- ⑤ **「国の修学支援新制度」(日本学生支援機構の給付奨学生)に採用されたとき。**

## 4 出願資格等

- ① 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
- ② 人物が優れており、学業成績が優良であること。
- ③ 経済学部後援会奨学金第1種申請希望者は、経済学部後援会費を納入済であること。
- ④ 日本学生支援機構の給付奨学生でないこと。

※家計の適格認定により、停止中は可とします。

- ⑤ 生計維持者の所得・年収合計額の上限額を次のとおりとする。

(1) 給与所得者の場合 令和4年1年間の年収合計が 800万円以下

(2) 給与所得以外の場合 令和4年1年間の所得合計が 350万円以下

※生計維持者とは、父・母（父・母ともにいない場合は、代わって生計を維持してる主たる人）

※経済学部奨学金・創立130周年記念奨学金・経済学部後援会奨学金の振り分けは、学部で行います。

【学業成績及び修得単位数】

- (1) 1年生は高等学校等在籍時の評定平均値3.5以上（調査書）
- (2) 2年生は修得単位31単位以上、3年生は修得単位62単位以上、4年生は修得単位93単位以上
- (3) 過年度生（留年含む）は、修得単位数93単位以上

## 5 申請書類

次の書類を学生課窓口へ提出してください。

- ① 「申請書」（所定書式）
- ② 生計維持者の「令和5年度所得（課税）証明書」又は「令和5年度所得（非課税）証明書」
- ③ 「成績証明書」（2年生以上）又は「調査書」（1年生）

※「令和5年度所得（課税）証明書」又は「令和5年度所得（非課税）証明書」が期日までに用意できない場合は、発行可能な期日を確認の上、取得後は、速やかに「令和5年度所得（課税）証明書」又は「令和5年度所得（非課税）証明書」を提出してください。

※創立130周年記念の候補者となった場合、所定の申請書を記入してもらいます。

6 書類提出締切日

**令和5年6月9日(金)17:00まで(厳守) ※学生課窓口へ提出のこと**

書類に不備があった場合は申請を受け付けません。早めに提出するようにしてください。

7 申請書類提出後から採用決定

申請者は書類選考を行い、書類選考通過者には面接を実施します。

書類選考通過者・採用決定者など**奨学金に関する連絡は全て EcoLink**で行います。必ずを EcoLink 確認してください。

日本大学経済学部では、この他「経済学部後援会第2種奨学金」があります。この奨学金は、諸般の事情により特に家計が急変し、学費等の支弁が困難となったものが対象となります。(必要に応じて家計状況を証する書類等(り災証明書, 医療費の領収書など)を求める場合があります。)

以 上